

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年7月30日(金) 最高裁判所中会議室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 金子 裕子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)	
	委員 都筑 満雄 (明治大学法学部教授)	
審議対象期間	令和2年10月1日から令和3年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	1件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	1件
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 広島地家裁福山支部庁舎新営工事監理業務</p> <p>本件は、初回入札公告手続において、参加申請者がなく不調となり、再度入札公告手続を実施したところ、1者の入札参加申請があり、同者が予定価格内の金額で入札したため、同者と契約締結に至った案件である。</p> <p>・監理業務においては牽制関係や第三者性が求められるとのことであるが、本件のように設計業者と監理業者が同一の場合に、特段の問題は生じないのか。</p> <p>・設計業務と監理業務で技術者を別にしているとはいえ、同一の会社に所属する技術者同士であるから、技術者個人よりも会社の意向が働き、第三者性が阻害される可能性も考えられるが、その点は考慮する必要はないか。</p> <p>・民間工事であれば、設計業者と監理業者が同一となるのは一般的であるし、さらに施工業者が同一となることも多く、そのことが法令に反するものではない。しかし、公共工事の特性として、監理業務に第三者性を持たせる要請が強いため、設計業務と監理業務を分けて発注し、かつ、別の業者に受注させているものと理解している。</p> <p>・再度入札公告手続に付す場合の入札参加要件の緩和について、法令等による何らかのルールはあるのか。それとも、案件に応じて裁量で定めているのか。</p>	<p>・入札参加要件で示したように、本件監理業務においては、設計業務における管理技術者及び主任担当技術者と同じ者は配置されておらず、第三者性は担保されているため、問題は生じないと考えている。</p> <p>・前述のとおり、両業務で別の技術者を配置することにより第三者性を確保できるものと考えているが、仮に、監理業務に不履行等があれば、契約に基づき、受注者との間で契約解除や損害賠償といった対応をすることになる。</p> <p>・御理解のとおりである。</p> <p>・入札参加要件の緩和について定めた法令等はなく、個別の事案ごとに、適正な契約の履行が確保されると見込まれる範囲内で、緩和の可否や程度を検討している。</p>

意見・質問	回答
<p>・本件のように履行場所が地方である案件については、入札参加者が僅少となることが比較的予期しやすいと考えられるところ、同様の案件における今後の対策等の考えはあるか。</p>	<p>・地理的な条件によって、入札参加者が僅少となることを見込まれる案件であっても、まずは理想的な監理体制を構築することを第一に考えて入札参加要件を設定していくことになるため、直ちに初回入札手続から要件を緩和することにはならないと考えている。</p>
<p>・監理業者が決まらなると施工も始められない、又は発注者において監理を行わなければならないといった不都合が生じるのであるから、監理業務の入札不調により業者が決まらないような事態は避けるべきである。そのためには、本件のように入札者僅少が予想される案件について、初回入札公告手続から入札参加要件を緩和できるようなルールを設けることが考えられる。</p>	<p>・御指摘を踏まえて、今後の調達において緩和できる部分があるか検討していきたい。</p>
<p>2 さいたま地家簡裁庁舎電話交換機更新工事</p> <p>本件は、1者の入札参加申請があったところ、同者の入札金額は予定価格と約8割の乖離があった。同者について低入札価格調査を実施した結果、その金額で契約内容に適合した履行が可能であると判断し、契約締結に至った案件である。</p>	
<p>・受注者の事情によって機器類が安価で調達できるのは理解できるものの、労務費は極端に削減することができないはずであるが、直接工事費に占める労務費の割合はどの程度か。</p>	<p>・直接工事費における労務費の割合については、手持ち資料がないため直ちにお答えできない。もっとも、本件受注者がさいたま地家簡裁における保守業務に携わっており、現場に明るいため、調査に要する経費や施工に要する労務費を削減できることは確認できている。</p>

意見・質問	回答
<p>・工程中に機器製造とあるが、これは汎用品か、それとも裁判所用の特注品のようなものなのか。また、機器が安価で調達できる理由として、近時、多機能電話の需要が減少していることに起因するとは考えられないか。</p> <p>・結局のところ、本件の落札金額がこれほどまでに低かったのは、機器を安価で調達できたのみならず、そのほか労務費をはじめ各経費を全体的に削減できたという本件受注者特有の事情によるところが大きかったと理解してよいか。</p> <p>・低入札価格調査ヒアリングの担当者において、契約の適正な履行可能性や本件受注者の経営状態（適正な利益が確保されるか）について、消極の意見は出なかったのか。また、ヒアリング結果を踏まえて落札者を決める意思決定過程でも疑義は生じなかったのか。</p> <p>・本件のような極端な低入札案件において、品質管理の問題として、リモートによる監督体制でよかったのか。</p> <p>・本件の工事監理業務は別途発注したのか。</p>	<p>・機器は、裁判所の仕様となっはいるが、それ自体は汎用品である。また、安価で調達できたのは、本件受注者が機器メーカーの特約店であり、かつ、本件の工事規模が大きいことによると聴取している。</p> <p>・御理解のとおりである。</p> <p>・ヒアリング担当者においては、業者からの提出資料及び配置予定技術者からの説明により、契約の適正な履行に問題はないと判断した。</p> <p>また、落札者決定段階においては、御指摘のような観点を踏まえて、ヒアリング結果から機器の調達費用や労務費等が低減可能であり、そのことに合理性があることが確認できたため、最終的には契約の適正な履行に問題がないと判断した。</p> <p>・新型コロナウイルスの影響により、リモートによる監督体制とせざるを得なかったものの、その分頻繁に現場の確認を行った。また、機器の検査は書面によって行ったが、慎重かつ丁寧に検査を実施した。</p> <p>結果として、臨場による場合と遜色のない監督体制を構築できていたと考えている。</p> <p>・営繕課職員において工事監理を行った。</p>

意見・質問	回答
<p>3 仙台高裁秋田支部・秋田地家簡裁庁舎新 管エレベーター設備工事</p> <p>本件は、初回入札公告手続において1者の入札参加申請があったが、入札金額が予定価格を超過し、同者との随意契約交渉も調わなかったため、指名見積合わせを実施し、指名に応じた業者のうち、予定価格内の見積書を提出した業者と随意契約により契約締結した案件である。</p> <p>・建築工事とエレベーター設備を一括発注しないのは、品質や安全性の確保の問題からなのか。</p> <p>・設備工事は、特に専門性が高く重層的な下請構造となりがちであるところ、一括発注とすると、発注者からは元請けから先の下請契約の契約関係が不透明になるおそれがあり、場合によっては下請けが不安定な地位に置かれるおそれもあることから、公共工事においては分割発注を原則としているものと理解している。</p> <p>・不落となった一般競争入札における入札者（不落時随意契約交渉において見積書の提出を辞退した業者）と指名見積り合わせ手続において見積書を提出した業者は同一か。</p> <p>・本件の契約過程について、競争性は担保されていたものと承知した。</p>	<p>・エレベーター設備工事を直接発注することにより、受注者を直接関与させ、品質や安全性の確保を図るという目的もある。</p> <p>・御理解のとおりである。</p> <p>・指名見積り合わせ手続において見積書を提出した2者のうち1者は、一般競争入札における入札者である。なお、契約の相手方となったのは同者ではなく、一般競争入札には参加していない業者であった。</p>

意見・質問	回答
<p>・エレベーター設備工事の入札不調傾向，入札不調時に本件のような経過を辿った場合の発注者側のコスト及び競争性の担保を考えると，一括発注とするのが望ましいのではないか。</p> <p>今後，国土交通省(以下「国交省」という。)のように普及型エレベーター(定員13人乗りかつ分速45メートルもの)について一括発注を試行するような運用に近づけていくことは難しいのか。</p> <p>・本件で普及型エレベーターを設置することは可能であったのか。</p> <p>・一括発注とすることについての法令上の制約はあるのか。</p> <p>・入札者僅少の要因として分析している事情は，本件に特有のものか，それともエレベーター設備工事一般に言えることなのか。</p> <p>・業者としては，民間工事のようにエレベーター設備工事と保守管理とを一括で契約できる案件を優先するため，裁判所発注工事の入札者僅少につながっていると考えられるが，裁判所も同様に保守管理と一括で契約することはできないのか。</p>	<p>・裁判所としては，国交省の動向も参考にしながら，運用を検討していくことになるだろう。</p> <p>・裁判所の仕様では，建物の階数に応じてエレベーターの速度を決定しているため，本件の規模の建物で普及型エレベーターを採用することはない。</p> <p>・公共工事においては，民間工事とは異なり，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条により建設業法第22条第3項の適用が除外されていることから，発注者の承諾があっても一括下請は禁止されている。</p> <p>・施工場所が秋田市であるという本件特有の地理的要因が大きかったと考えている。</p> <p>・現状では困難である。</p>